平成２１年（フ）第７８３３号
大阪府守口市大久保町３丁目21番15号
債務者　豊田　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８６７号
大阪市旭区太子橋３丁目14番６号
債務者　大槻なをみ
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６１号
大阪府豊中市春日町５丁目11番28―103号
債務者　上原　真由
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６９号
大阪市平野区加美北７丁目８番41号
債務者　松本　美保
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７６号
大阪府枚方市津田駅前１丁目６番38号
債務者　中野　康子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９９２号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目12番24号　南さくら園413号
債務者　アジェイ綾子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１号
大阪府貝塚市半田1074番地久保マンション103号
債務者　南急送こと　南　　正信
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２９号
大阪府泉南市信達葛畑545番地
債務者　辻　　一雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８４０号
大阪府和泉市伯太町４丁目15番123号
債務者　和氣　史樹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７９号
大阪府岸和田市吉井町３丁目16番16号田中ビル206号、前住所大阪府岸和田市吉井町２丁目20番25号
債務者　小倉　保徳
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８３号
大阪府和泉市東阪本町349番地の12
債務者　中松　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９７号
大阪府和泉市今福町２丁目８番２―308号
債務者　高井　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０３号
大阪府岸和田市宮前町２番10号パルホームズ203号
債務者　西村　忠克
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１５号
大阪府和泉市観音寺町57番地
債務者　平田　紀次
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１８号
大阪府貝塚市澤607―５喜田マンション３号、住民票上の住所大阪府貝塚市澤413番地２
債務者　福永　健司
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１９号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地48棟101号
債務者　田中　義信
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２１号
大阪府岸和田市小松里町569番地
債務者　榊田　高生
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２３号
大阪府貝塚市新井233番地の１エクセル赤松201号
債務者　伊藤　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２４号
大阪府岸和田市北町12番１号北町マンション８号
債務者　岡本　正博
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係